

宇陀市移住支援制度一覧

宇陀市役所(代表電話番号)0745-82-8000

市町村	大分類	小分類	支援制度名【担当課】	対 象	内 容
宇陀市	住まい	空き家バンク	宇陀市空き家情報バンク【まちづくり支援課】		市内にある空き家や空き地の有効利用を通して、市外からの定住促進を図る。
		定住支援	定住促進奨励金【まちづくり支援課】	市内に定住を目的として住宅取得(新築または購入)した転入者及び市民	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅を取得し、市外から転入した方 ○住宅を取得した市民の方(建て替えも対象) <p>【要件】※すべて該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○取得した住宅が、交付対象者の名義であること ○市町村税の滞納がないこと ○住宅取得した地域の自治会に加入すること <p>【申請期限】</p> <p>取得した住宅の所有権登記の日から1年以内</p> <p>【助成金額】</p> <p>『ウッピー商品券』(市内商品券)を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①転入者 10万円分 ②市民 5万円分 <p>(子育て加算)平成27年4月1日から平成27年4月1日以降に所有権登記した申請者対象に、申請時に18歳以下の子どもが同居する申請世帯には、上記の交付額に子育て加算金を加算。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以下の子どもが ①1人いる世帯 5万円分 ②2人いる世帯 10万円分 ③3人以上いる世帯 20万円分
			結婚支援事業【まちづくり支援課】	市が開催する出会いイベントに参加した者同士が成婚し、市に定住した場合	夫婦一組に対し、結婚祝金5万円を支給
	仕事	就農支援	農業次世代人材投資事業(経営開始型)【農林課】	人・農地プランに位置付けられ、原則として45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者	年間最大150万円を最長5年間交付
		起業支援	空き家活用推進事業【まちづくり支援課】	空き家を購入や賃貸し、新規に農家・民宿・カフェ・店舗等の事業を起業する方	【補助の種類及び補助対象経費の上限額】1. 施設改修及び設備投資400万円、2. 家財道具等処分費用20万円、3. 家賃補助36万円【補助率】宇陀市民1/2、宇陀市外1/3、宇陀市まちづくり協議会2/3
		就労支援	看護師等修学資金貸付制度【市立病院経営企画課】	宇陀市立病院の看護師等として採用され、貸与期間以上看護業務に従事する意思を有する者	対象者に対し、修学資金(限度額月額7万円)及び入学支度金(限度額80万円)を貸与し、貸与期間以上看護業務に従事した者には返済を免除する。
			若者自立のための相談会【商工観光課】	ニート・引きこもり状態の青少年を抱える保護者、家族、本人等	ニート・引きこもりなど、若者の自立のための無料相談
	子育て・医療	子ども医療費	子ども医療費助成事業【こども未来課】	出生の日から中学卒業まで	医療費の自己負担金の一部を助成
		出産支援	出産祝い品贈呈事業【こども未来課】	宇陀市内に住所を有するもので、出産し、かつ、宇陀市内に住所を定めたもの	新生児1名につきウッピー商品券(1万円)を支給
			ベビーシートレンタル事業【こども未来課】	新生児から生後6ヶ月までの乳児を養育している方	自動車用ベビーシートを無料で貸与する。
			ファーストバースデー祝い品事業【こども未来課】	誕生後、初めて誕生日を迎える幼児	元気にすくすくと成長することを願い絵本を贈呈する。
			ぬくもり修学奨励資金支給事業【教育総務課】	高等学校、大学等に入学した者	高等学校、大学等への進学にあたり、一定の要件を満たす場合に限り、入学時に必要な費用の一部を助成
			遠距離通学費補助制度【教育総務課】	市立中学校へ通う生徒の一部	市立中学校に通う子どもが自宅から学校までの片道距離が5km以上の場合、通学費の一部を補助(年額1万円)
			教育相談事業【教育総務課】	発達や不登校について悩みを持たれている保護者、本人等	臨床心理士など専門の相談員により、発達や不登校についての悩みを心理的な立場からの相談や就学にむけての就学相談(無料)
			就学援助事業【教育総務課】	市内小中学校へ通う児童生徒の保護者	市内小中学校に就学するにあたり、一定の要件を満たす場合に限り、給食費、校外学習費用、学用品・新入学用品購入費用等を支給する。
	ファミリーサポートセンター事業【こども未来課】	市内在住で依頼会員(6ヶ月～小学3年生までの子ども) サポート会員(子どもが好きで、育児経験があり、自宅で子どもを預かることのできる健康な方、子育て応援や社会参加をしようと思っておられる方)	ファミリーサポートセンターは、育児の応援をしてほしい利用会員と応援したいサポート会員が育児の相互活動を行う。		
	家庭児童相談室【こども未来課】	18歳未満の子どもがいる家庭	家庭相談員は、家庭における児童の養育に関する相談や子育てに対する不安や心配を解消するため、専門的知識を有する家庭相談員を配置し相談・啓発業務を行う。		

市町村	大分類	小分類	支援制度名【担当課】	対 象	内 容
		子育て支援	子育て支援センター「すくすく」の充実【こども未来課】	宇陀市在住の就園前の乳児及び幼児とその保護者	家庭で保育する乳幼児や家族を対象に、子育ての情報の提供や育児不安等についての相談指導、支援を行う。（親子教室、サークル支援、出前保育等）
			一時保育事業【こども未来課】	市内に住所を有する生後6ヶ月以上の小学校就学前の乳幼児	保護者が就労等、または育児の負担の軽減するため、一時的に保育が必要な場合に利用できる。
			病後児保育事業【こども未来課】	市内に在住または在園の生後6ヶ月から小学校3年生までの子ども	保護者が就労している場合等において、子どもの病気が回復期にあるとき、自宅での保育が困難な場合に病後児保育室で保育を行う。
			ぴかぴか1年生応援事業【こども未来課】	小学校及び中学校入学を迎える子ども	子育て世帯による教育支援として、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小学校及び中学校入学を迎える入学準備金として、ウッピー商品券（1万円）の支給
			トリプルチルドレン応援事業【こども未来課】	多子世帯の家庭（3人目以上の児童を養育している家庭）	多子世帯による子育て・教育支援として、多子世帯家庭の子どもたちの生活の安定や福祉の増進を図るため、ウッピー商品券で補助を行う。
			こんにちは赤ちゃん訪問事業【こども未来課】	市内に住所を有する生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師または保健師が訪問し、赤ちゃんの発育・栄養・病気の予防や、お母さんの健康状態について相談やアドバイスを行います。
			学童保育事業【こども未来課】	保護者が就労等の理由で、昼間家庭にいない小学生	保護者の労働などの理由で、放課後及び長期休暇などに保護者が家庭にいない児童を預かり、集団生活や遊びを通して児童の健全育成を図るとともに、保護者が安心して働くことのできる環境を提供している。
		福祉・医療	福祉医療助成制度【保険年金課】	制度対象者	所得制限なく、医療費の自己負担金の一部を助成します。